

# 令和5年度 農業農村整備事業の環境に係る情報協議会

環境情報協議会全般に関する主な意見は次のとおりです。

## ○調査箇所の決定根拠

- ・「かんがい期」か「非かんがい期」によって採捕される生物は異なるため、調査箇所に留意することが大切である。

## ○地区外を含めた周辺環境の把握

- ・水循環と生態系は相関関係があるため、地下水への配慮の視点が大切である。
- ・生態系は境界線が曖昧であることから（調査範囲を）事業区域内だけに絞るのではなく、事業実施周辺部の環境にも視点を向けてほしい。
- ・ネットワーク的な視点が大切で、かつ、どうやって生態系が移動したのか考えてみることが重要。

## ○資料のまとめ方について

- ・中山間地域の生き物調査は非常に大変だったと思うが、よくまとめられており興味深い資料となっている。
- ・航空写真上で、生き物の写真を多用されており、素晴らしい情報量となっている。
- ・外来種が発見された場合の様式を追加して、その対応方法を記載。
- ・県の調査だけでなく、国交省などの生態系調査の結果を併せて使うことは大変良いことである。

## ○現地調査に対する地域の子供達の参加

- ・地域の子供達に参加してもらうことによって、環境だけでなく土地改良事業の認識も高まる。是非、地域の子供達を巻き込んだ調査を実施願いたい。
- ・JAでは食育の一環として、子供達が田んぼの生き物調査を実施している。

## ○景観配慮について

- ・頭首工や用排水機場の施設改修を行う際は景観への配慮の視点も大切である。

## ○環境配慮を実施した地区について

- ・環境配慮を実施した地区の検証（10年後、20年後）も実施していきたい。
- ・環境配慮の事例として特徴的なものは積極的に広報する必要がある。

**○今後の環境配慮に取り組む姿勢について**

- ・環境に係る情報協議会での検討は土地改良事業を行ううえで欠かせない。  
環境配慮は今後もしっかりと進めていく必要がある。